

## ● 就労ビザ（在留資格認定証明書）申請を行い、海外から外国人を呼び寄せるフローとスケジュール（雇用主企業が申請代理人になる場合）

### ① 「在留資格認定証明書交付申請」を行う

採用が内定したら、雇用主（所属機関）の所在地を管轄する出入国在留管理局に対して、就職する職務内容に応じた就労系の在留資格（「技術・人文知識・国際業務」など）に関する在留資格認定証明書交付申請を行います。

※ 申請は外国人本人（短期滞在ビザなどで日本に滞在している場合に限る）、雇用主企業の代表者や職員、または依頼を受けた、申請取次の資格を持つ行政書士や弁護士が直接出入国在留管理局に出向き行います。



（出入国在留管理局による審査期間は2週間～3か月程度／それ以上かかるケースもある）

※申請時期や雇用主の категория（以下リンク）や申請内容によって変動。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00089.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00089.html) ※法務省

### ② 在留資格認定証明書の交付 ※就労ビザが許可される場合

上記の審査期間を経て、出入国在留管理局から、在留資格認定証明書の原本が申請人（雇用主が申請代理人として申請した場合は雇用主あて）に到着します。

※ 在留資格認定証明書が不交付（就労ビザが許可されない）の場合は、審査結果と理由を記載した通知が封書で送付されます。



### ③ 雇用主より海外の内定者に、在留資格認定証明書を送付

#### 内定者が海外の日本大使館・領事館で査証（ビザ）を申請

雇用主が、在留資格認定証明書の原本を海外にいる外国人に送付します。受け取った本人は海外の日本大使館・領事館において、自身のパスポートほか必要な書類を添付して在留資格認定証明書を提示し、それによって、日本入国が許可される査証が交付されるというしくみです。

なお、査証を取得する手続きにかかる期間ですが、これは在外の大使館ごとに異なります。在留資格認定証明書は、「就労ビザに関する審査は終了している」という証明なので、基本的に在留資格認定証明書を提示すれば査証の交付はスムーズなのですが、在外大使館によっては申請日の即日に交付するところもあれば、申請日以降1週間以上かかるところなど様々です。また、まれに在留資格認定証明書の交付を受けていても、査証が許可されないこともあります。



### ④ 査証（ビザ）が取得できたらいつでも来日が可能となる。

**来日時の空港で査証（ビザ）と在留資格認定証明書（原本）の提示、在留カードを交付される。**

③で査証が取得できれば、取得日以降、いつでも来日し就労を開始することが可能です。

到着した空港などで、査証と共に在留資格認定証明書の原本を提示した上で、入国審査官による審査、上陸（入国）の許可を受けます。このとき正式に、在留資格や在留期間が明記された**在留カード**が交付され、この日以降、日本での就労が可能になります。